

厚生労働省発基安0620第2号

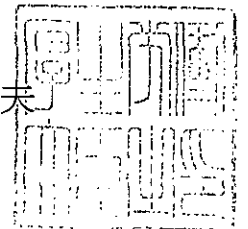
労働政策審議会

会長 諏訪 康雄 殿

労働災害防止団体法第38条第4項の規定に基づき、別紙「陸上貨物運送事業労働災害防止規程変更案要綱」について、貴会の意見を求める。

平成23年6月20日

厚生労働大臣 細川 律夫



(別紙)

陸上貨物運送事業労働災害防止規程変更案要綱

第一 安全衛生管理体制等の整備

一 会員が選任する総括安全衛生管理者が行う業務に、以下のものを追加すること。

- (一) 安全衛生に関する方針の表明に関すること
- (二) 危険性又は有害性等の調査（以下「リスクアセスメント」という。）及びその結果に基づき講ずる措置に関すること

(三) 安全衛生に関する計画の作成、実施、評価及び改善に関すること

二 会員は、安全管理者に作業場等を巡視させ、設備、作業方法等に危険のおそれがあるときは、直ちに、その危険を防止するため必要な措置を講じさせるものとする。

三 会員は、衛生管理者に少なくとも毎週一回作業場等を巡視させ、設備、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、従業員の健康障害を防止するため必要な措置を講じさせるものとする。

ハ)。

四 会員が選任する産業医が行う医学に関する専門的知識を必要とする事項に、面接指導等の実施に関することを追加すること。

五 会員は、事業場におけるリスクの低減を図ること等による安全衛生水準の向上を図るため、リスクアセスメント及び労働安全衛生マネジメントシステムの導入等に努めるものとする。

## 第二 安全衛生教育の充実

会員が行う安全衛生教育に、「交通労働災害防止のためのガイドライン（平成二十年四月三日付け基発第〇四〇三〇〇一号）」により選任することとされている交通労働災害防止に係る管理者等に対して行うものとして、交通労働災害防止担当管理者教育等を明記すること。

## 第三 安全基準の充実

一 会員は、危険性の大きい作業又は頻度の高い作業について、安全作業マニュアルを作成するに当たっては、リスクアセスメントを行うように努めるものとする。

二 会員は、従業員にフォークリフト等を用いて作業を行わせるときは、フォークリフト等を従業員の昇降に使用させないものとする。

三 会員は、停車中の貨物自動車が逸走することを防止するため、当該貨物自動車の運転者に、運転位置から離れるときは、エンジンを停止し、停止の状態を保持するためのブレーキを確実にかける等の措置を講じさせるものとする事。

四 従業員に自動車等の運転を行わせる会員は、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（平成元年労働省告示第七号）」とあいまって、「交通労働災害防止のためのガイドライン」に定められた事項を徹底するよう努めるものとする事を明記すること。

第四 健康の保持増進に係る衛生基準の充実  
会員は、長時間労働者等に対して、医師による面接指導を行うものとする事。

第五 その他  
その他所要の整備を図るものとする事。

第六 適用  
この規程の変更は、厚生労働大臣の認可のあった日から起算して九十日を経過した日から適用するものとする事。

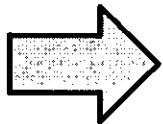
# 陸上貨物運送事業労働災害防止規程の改正について

## 労働災害防止規程とは

- ・労働災害防止協会が自主的な労働災害防止活動を実施するために設定されるもの  
(労働災害防止団体法第36条第1項第1号)
- ・会員には、当該規程の遵守義務が課せられている。(同法第41条第1項)

## 労働災害防止規程の設定または変更

- ・労働災害防止規程の設定又は変更は厚生労働大臣の認可事項(同法第38条第1項)
- ・厚生労働大臣は、認可に関する処分を行う場合は、労働政策審議会の意見を聞かなければならないこととされている(同法第38条第4項)



**以上を踏まえ、労働政策審議会において、審議**

## 陸上貨物運送事業労働災害防止規程変更案の主な変更点

1. 災害発生頻度が高い作業に対する労働災害防止対策の追加等
  - ・法令で規制している作業のうち、危険を及ぼすおそれのないときに例外を認めているものについて、例外を認めることなく禁止すること  
(本業種の災害発生状況に鑑み、フォークリフト等を従業員の昇降に使用することを例外なく禁止する)
  - ・安全作業マニュアルを作成する際にも、危険性又は有害性等の調査(リスクアセスメント)の実施に努めること 等
2. 行政通達への対応に係る措置の追加等
  - ・「交通労働災害防止のためのガイドライン」を徹底するよう努めること
  - ・総括安全衛生管理者に、リスクアセスメント及びその結果に基づく措置を行わせること
  - ・長時間労働者等に対し、医師による面接指導を行うこと 等
3. その他所要の変更等

# 陸上貨物運送事業労働災害防止協会の概要

1. 設立年月日 昭和39年8月15日
2. 目的 陸上貨物運送事業に属する事業の事業主及びその事業主団体が会員となり、自主的な労働災害防止活動を促進するために設立され、労働災害の防止に係る事業主に対する教育、講習、技術提供などの支援を行っている。
3. 設立の根拠 労働災害防止団体法（昭和39年6月29日法律第118号）
4. 所在地 本部：東京都港区芝5-35-1（産業安全会館内）
5. 会員数 49団体 47,093事業場
6. 代表者 会長 岡部正彦（日本通運㈱取締役会長）
7. 協会の組織 本部及び47都道府県支部
8. 主な事業
  - (1)労働災害防止規程の設定
  - (2)技術的な事項についての指導及び援助の実施
  - (3)機械及び器具についての試験及び検査の実施
  - (4)労働者の技能に関する講習の実施
  - (5)安全衛生に関する情報及び資料の収集、提供
  - (6)安全衛生に関する調査、広報
  - (7)安全衛生物品の普及促進 等

## 労働災害防止団体法（昭和 39 年法律第 118 号）（抄）

### （業務）

第三十六条 協会は、次の業務を行なうものとする。

- 一 労働災害防止規程を設定すること。
- 二 （略）
- 2～4 （略）

### （労働災害防止規程）

第三十七条 労働災害防止規程には、次の事項を定めるものとする。

- 一 適用範囲に関する事項
- 二 労働災害の防止に関し、機械、器具その他の設備、作業の実施方法等について講ずべき具体的な措置に関する事項
- 三 前号の事項の実施を確保するための措置に関する事項
- 2 協会が労働災害防止規程に違反した会員に対する制裁の定めをする場合には、これに関する事項は、労働災害防止規程に定めなければならない。

### （労働災害防止規程の認可）

第三十八条 労働災害防止規程は、厚生労働大臣の認可を受けなければその効力を生じない。その変更についても、同様とする。

- 2 厚生労働大臣は、前項の認可の申請に係る労働災害防止規程が次の各号のいずれにも適合すると認めるときでなければ、同項の認可をしてはならない。
  - 一 内容が法令に違反しないこと。
  - 二 設定又は変更の手続が法令及び定款に違反しないこと。
  - 三 不当に差別的でないこと。
  - 四 労働者の利益を不当に害するおそれがないこと。
- 3 （略）
- 4 厚生労働大臣は、第一項の認可に関する処分又は前項の規定による変更の命令若しくは認可の取消しをしようとするときは、労働政策審議会の意見を聞かなければならない。

### （関係労働者等の意見の聴取）

第四十条 協会は、労働災害防止規程を設定しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、関係労働者を代表する者及び労働災害の防止に関し学識経験がある者の意見を聞かなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

### （会員の順守義務等）

第四十一条 会員は、労働災害防止規程を守らなければならない。

- 2 及び 3 （略）